

# 歩行者用防護柵等設置基準

土木維持課

## (目的)

第1条 この基準は、市が管理する道路において歩行者用防護柵等を設置する際の適正を期するための必要な事項を定め、通行の安全を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路とは、市が管理する市道並びに農道、林道及び里道等の認定外道路をいう。
- (2) 歩行者用防護柵とは、歩行者等の転落防止のために設置する柵をいう。
- (3) 歩行者用手すりとは、歩行補助のために設置する柵をいう。

## (設置要件)

第3条 市は、次に該当する場合には、歩行者用防護柵等を設置することができる。

- (1) 歩行者用防護柵については、別紙に定める道路の路側が危険な区間で、歩行者等の転落防止のための柵の設置が必要と認められる場合
- (2) 歩行者用手すりについては、道路の縦断勾配が急峻な区間で、歩行補助としての柵の設置が必要と認められる場合

## (柵の高さ)

第4条 設置する柵の高さは、次に定めるところによる。

- (1) 歩行者用防護柵の高さは、路面から柵の上端までが1.1mを標準とするが、道路幅員が狭く、柵を設置することにより自転車等の通行の支障になるなど、やむを得ない理由がある場合は、柵の高さを0.8mにすることができる。
- (2) 歩行者用手すりの高さは、路面から柵の上端までが0.8mを標準とする。

## (設置の要望)

第5条 歩行者用防護柵等の設置を要望するときは、当該設置区間の道路に隣接する住民等の承諾を得た上で、自治会長を代表とする要望書を提出しなければならない。

## 付 則

この基準は、平成29年9月1日から実施する。

路側が危険な区間

路側が危険な区間とは、次の各号のいずれかに該当する区間をいう。

(1) 法勾配  $i$ 〔自然のままの地山の法面の勾配、盛土部における法面の勾配、及び構造物との関連によって想定した法面の勾配を含み、垂直高さ1に対する水平長さの割合をいう（図-1及び図-2参照）〕と路側高さ  $h$ （在来地盤から路面までの垂直高さをいう。）が1.5m以上の図-3に示す斜線範囲内にある区間。

ただし、当該区間と連続する道路については、路側高さが0.5m以上の範囲内において、現地状況等により危険と認められる区間に含めることができる。

(2) 河川又は水路等に接している道路において、路側高さが0.5m以上で危険と認められる区間。

(3) 海又は池に接している道路若しくは法面又は法尻に岩等が突出している道路において、危険と認められる区間。

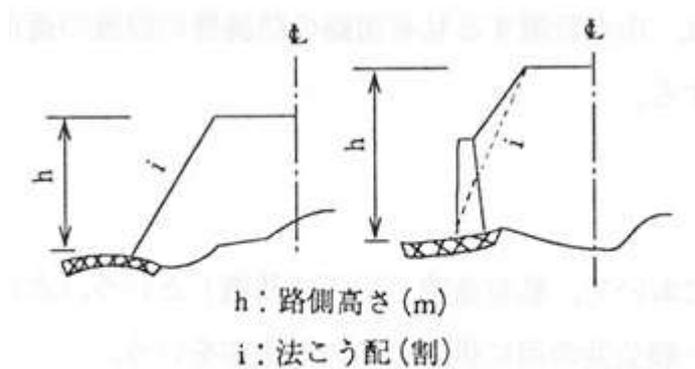


図-1

図-2

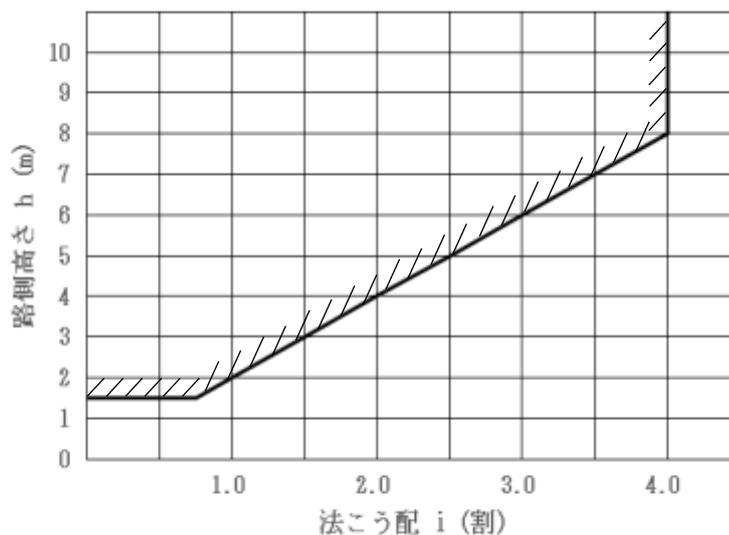


図-3 法こう配と路側高さの関係